

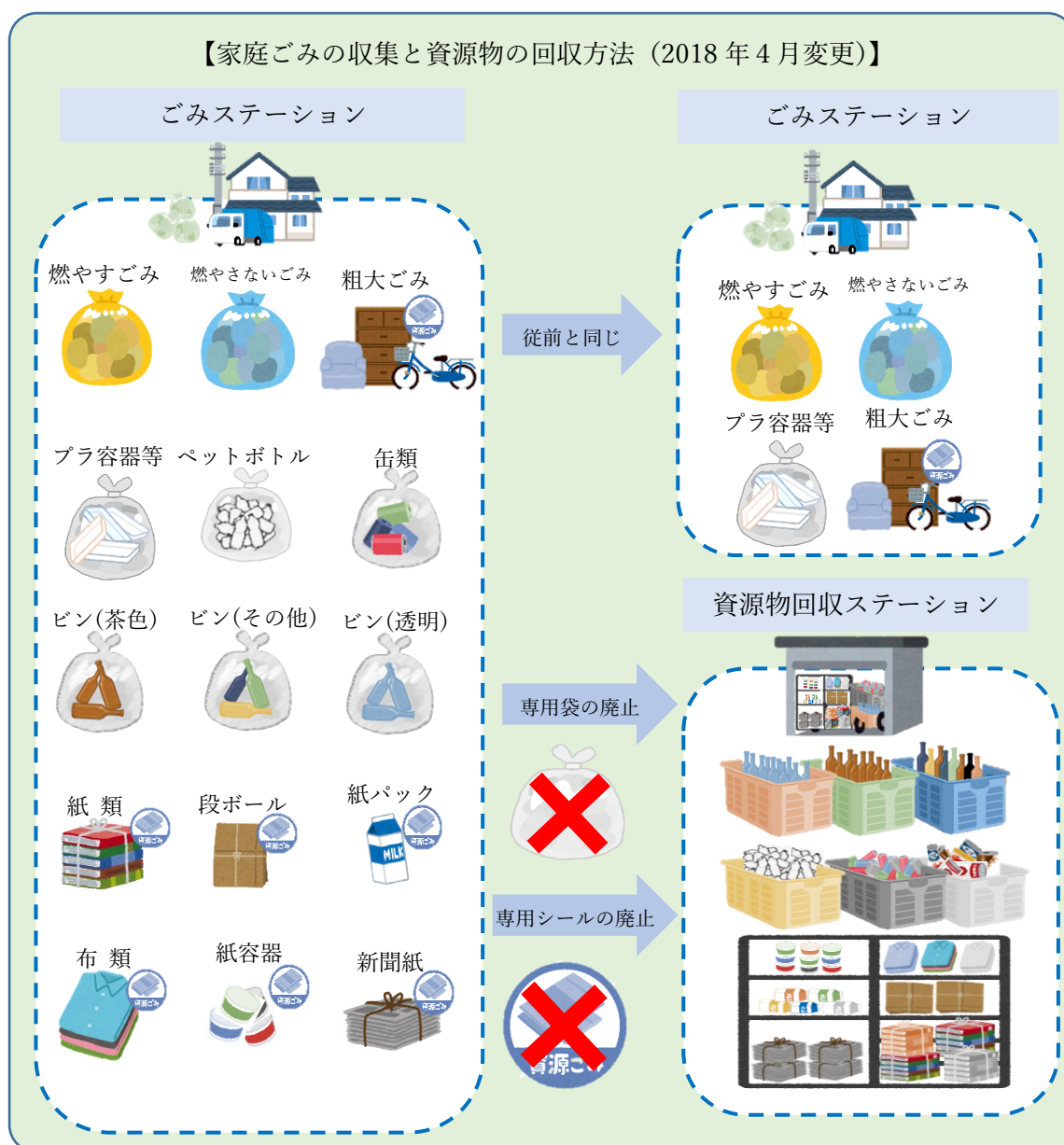
基本方針 3 資源が循環するまちづくり

基本施策 ごみの減量化・資源循環

1 ごみの減量化・資源循環の現状

(1) 家庭ごみの収集と資源物回収

本市では、2018 年度からリサイクルが可能な「ビン・缶」、「ペットボトル」等の資源物の回収方法を、「袋式」から「コンテナ式」に変更しています。それまで資源物は、燃やすごみや燃やさないごみと同様に、専用袋の使用や専用シールの添付による回収を行っていました。しかし、この方法では、回収後に専用袋や専用シールが新たなごみになることや、資源物を長期間自宅に保管する等の課題がありました。これらの課題を解決するため、資源物をいつでも、専用袋や専用シールを使用しなくても出せるよう、自治会毎に資源物回収ステーションを設置して回収を行っています。

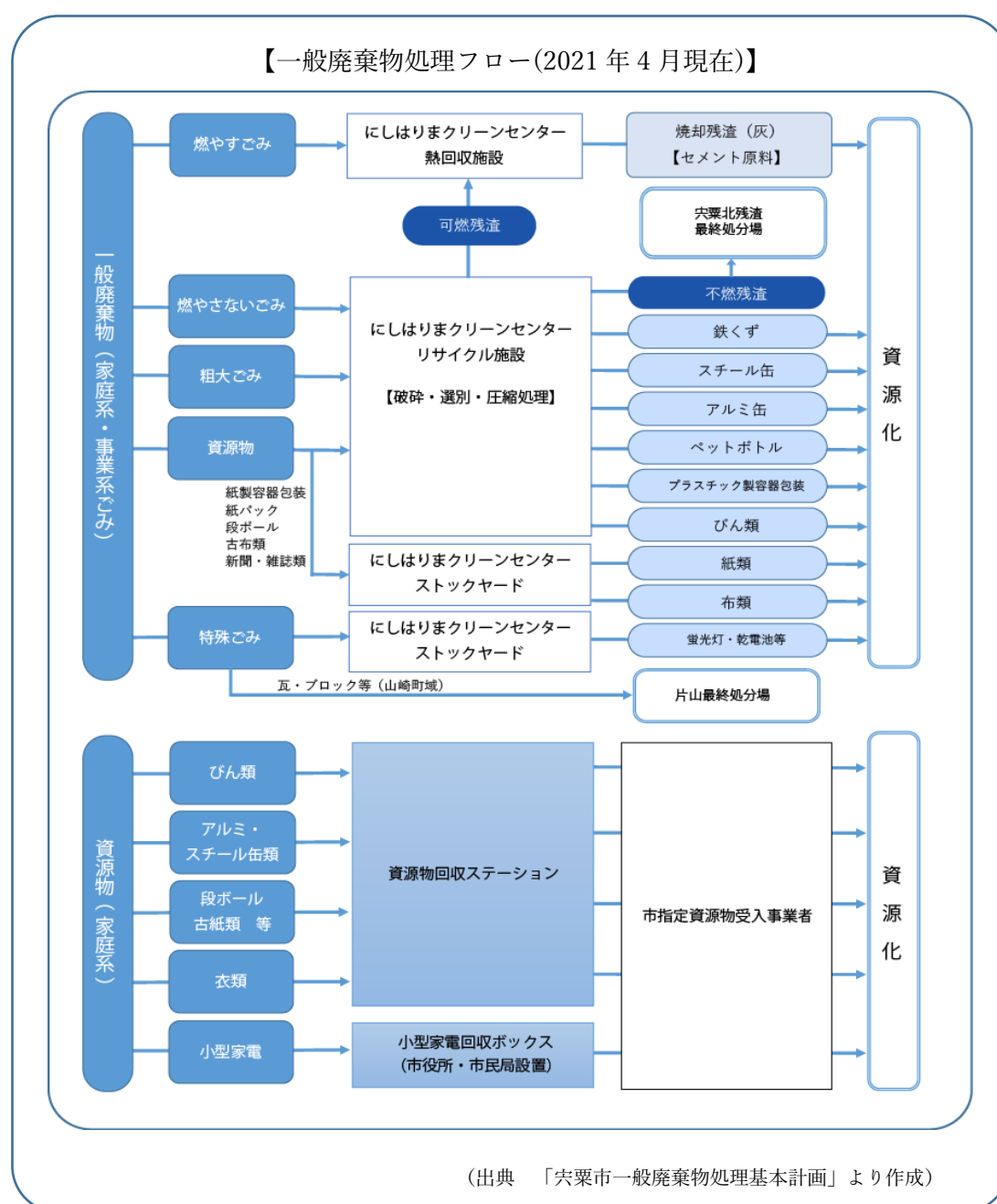


(2) ごみの処理と資源化

市内の各家庭や事業所から排出されるごみと資源物の一部は、近隣市町で構成されるにしはりま環境事務組合が運営する「にしはりまクリーンセンター」(以下「クリーンセンター」という。)に搬入し、処理・資源化を行っています。燃やすごみは、クリーンセンターの熱回収施設で焼却処理を行ったのち、焼却残渣(灰)はセメント原料として資源化を行うとともに、焼却の際に発生する熱エネルギーは発電に利用されています。

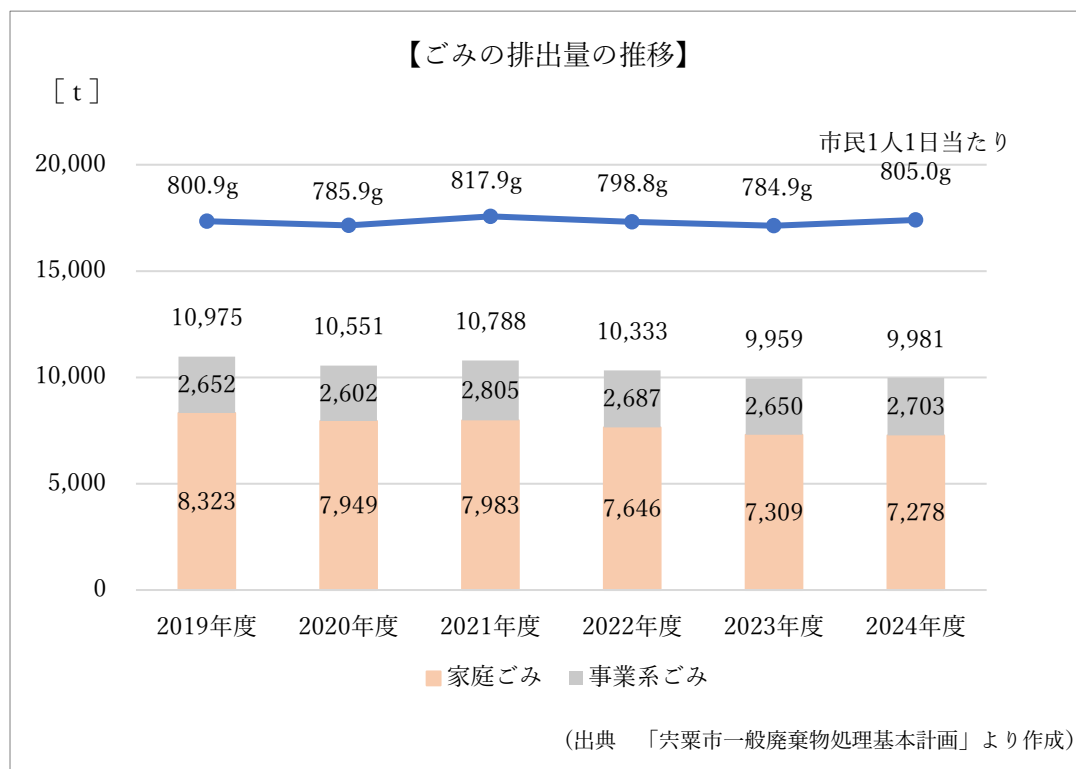
燃やさないごみや粗大ごみ等は、クリーンセンターのリサイクル施設で破碎・選別・圧縮処理を行い、リサイクル可能なものについては資源化を行っています。

自治会毎の資源物回収ステーションで回収したアルミ缶やペットボトル等は、市指定資源物受入事業者の施設に搬入し、資源化を行っています。



(3) ごみの排出量の推移

2024 年度における市内の家庭や事業所から排出されたごみ（一般廃棄物）は、9,981t で、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量では 2019 年度から 2024 年度にかけてわずかに増減を繰り返しながら 800.9g から 805.0g に微増しています。事業系ごみは、経済状況等の外的な要因に影響される傾向にありますが、年間 2,600t から 2,800t の間で推移しています。



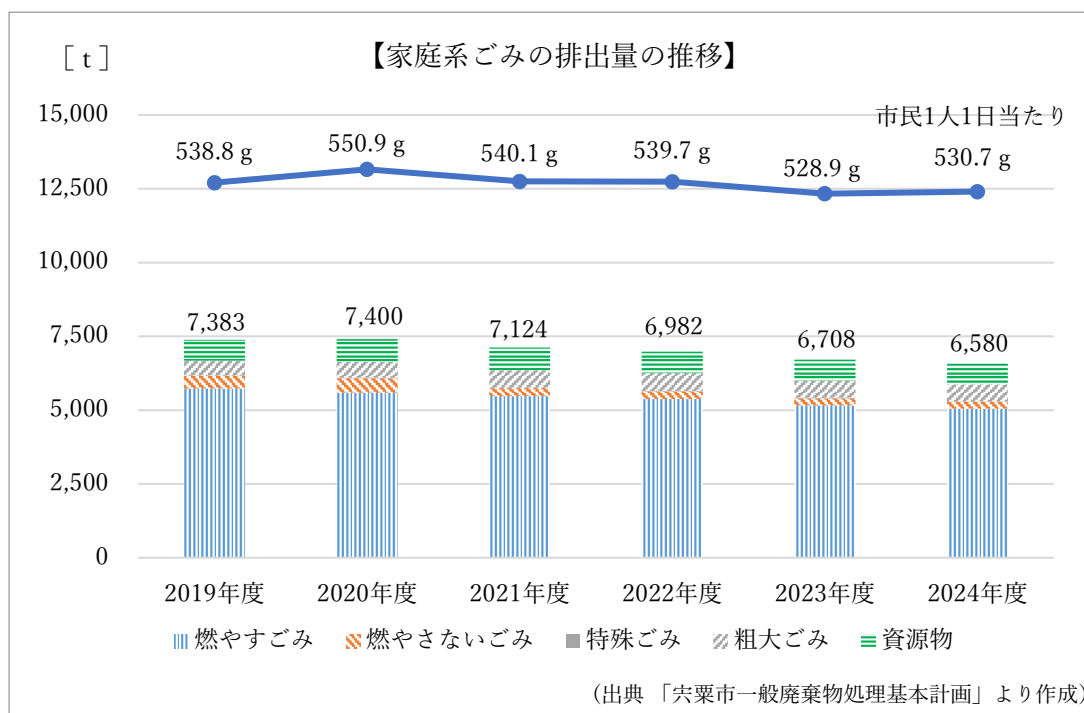
※ 一般住宅の瓦等の解体ごみは除いています。

○ごみの種類

一般廃棄物	家庭系ごみ	家庭生活上で生じた廃棄物
	事業系ごみ	会社、店舗、工場等の事業活動に伴って生じた廃棄物
産業廃棄物	工場等の産業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥、廃油、建設廃材等の 20 種類の廃棄物	

(4) 家庭系ごみの排出量の推移

家庭系ごみの排出量は減少傾向にあり、市民1人1日当たりの排出量は、2019年度の538.8gから2024年度は530.7gへわずかに減少しています。内訳では粗大ごみが増加傾向にありますが、それ以外のごみはほぼ同じか減少傾向にあります。

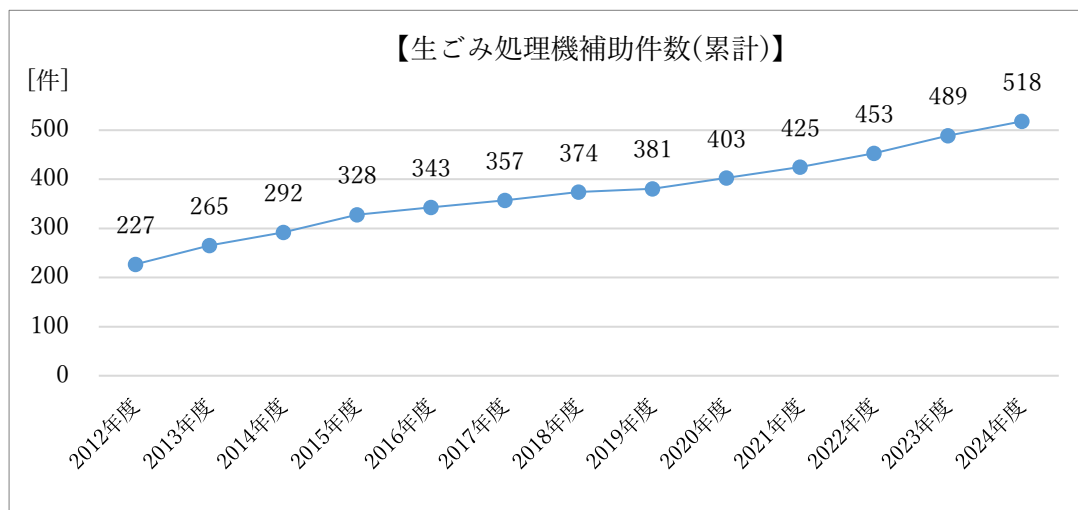
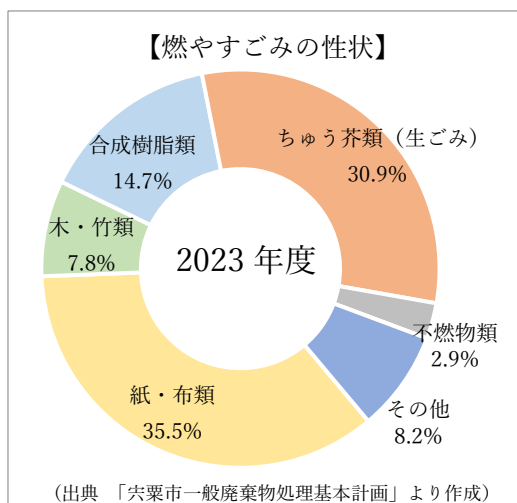


[単位: t]

年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
燃やすごみ	5,732	5,595	5,476	5,373	5,158	5,053
燃やさないごみ	437	491	270	263	242	231
特殊ごみ	14	18	14	15	15	15
粗大ごみ	493	533	594	603	583	580
資源物	707	763	770	728	710	701
家庭系ごみ排出量	7,383	7,400	7,124	6,982	6,708	6,580
市民1人1日当たり	538.8g	550.9g	540.1g	539.7g	528.9g	530.7g

(5) 燃やすごみの性状

市内から排出される燃やすごみのうち、生ごみが 30.9%を占めています。生ごみは、焼却により処理しますが、水分を多く含んでいるため、焼却処理の際に多くのエネルギーが必要です。生ごみを減らすことは、ごみの減量化だけでなく、省エネルギーにもつながります。「使い切り・食べきり・水きり」の3きり運動の普及啓発と併せて家庭への生ごみ処理機の導入補助事業を実施し、生ごみの減量化に取り組んでいます。



【ごみ処理場の火災について】

市内から排出されるごみの処理を行っている「にしはりまクリーンセンター」で、不燃ごみや粗大ごみを破碎処理する際に火災が発生しています。2025 年度には 43 件の火災が発生しており、その全てがリチウムイオン電池を原因とするものでした。

火災を防ぐためにも、正しいごみの出し方にご協力をお願いします。



（写真 消火後のリチウムイオン電池）

○ 火災防止のために

- ① 電子タバコやゲーム機等のリチウムイオン電池を含む機器は、特殊ごみに分別し出してください。
- ② スプレー缶、ライター等は必ず中身を使い切ってから、不燃ごみに出してください。
- ③ ストープ等の燃料を使用するものは、燃料を使い切ってから、粗大ごみに出してください。

(6) 食品ロスの削減

国内では、まだ食べることのできる食品の廃棄量が年間約 464 万 t 発生しており、1 人 1 日当たりおにぎり約 1 個分の食べ物が捨てられています。播磨科学公園都市圏域定住自立圏で構成する市町では、食品ロスの削減のために、食べ残しの削減に取り組む飲食店や宿泊施設等を「食べきり運動協力店」として登録し、広く周知することで、食べきりの意識啓発を図っています。また、宴会や会食時において、食べ残しを減らす「3010 運動」についても、市のホームページや広報「しそう」等を活用した啓発活動を行っています。

【食べきり運動協力店】

播磨科学公園都市圏域定住自立圏（たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町）で営業する飲食店や宿泊施設等において、以下の取組項目を 1 つ以上実践する店舗を「食べきり運動協力店」として登録しています。

1. 小盛りメニュー等の導入



- ・ごはん量の調整
- ・小盛りメニューの設定

等

4. 生ごみのリサイクル



- ・生ごみ処理機での堆肥化
- ・リサイクル事業者へ

の引き渡し 等

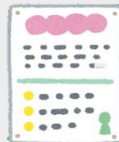
2. 食べ残しを減らすための呼びかけ



- ・注文時の適量注文の呼びかけ
- ・宴会等での食べきりの呼びかけ

等

5. ポスター等の掲示による



食べ残し削減の啓発

- ・ポスター掲示

等

3. 持ち帰り希望者への対応



- ・料理の持ち帰りの提供
- ・持ち帰り容器の設置

等

6. その他食べ残しを減らすための工夫の実施



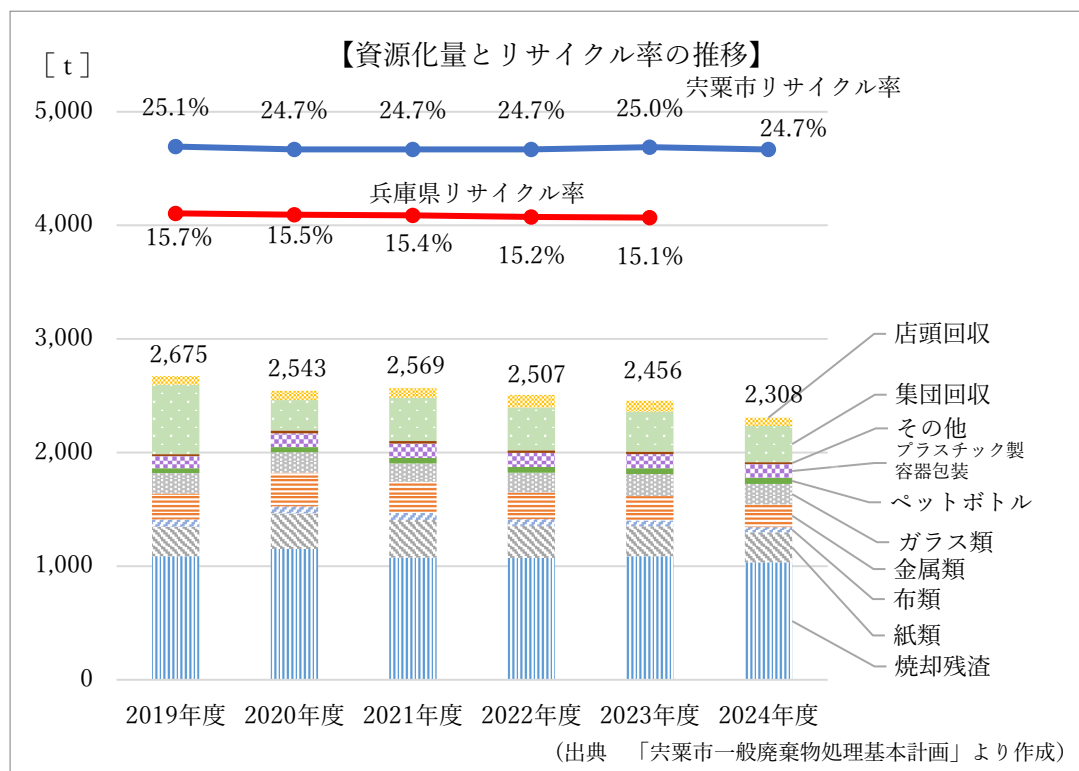
【フードドライブ】

「フードドライブ」とは、家庭で余った食品や調味料を持ち寄り、福祉団体等食料を必要とする人に寄付する活動です。家庭で発生する食品ロスには、未開封や未使用のまま捨てられている「手付かず食品」があり、フードドライブは、この「手付かず食品」を削減するために有効な方法です。この取り組みは、食品ロスの削減だけでなく、食べ物を必要としている人への支援にもつながります。

(7) 資源化量とリサイクル率の推移

2024 年度における本市のリサイクル率*は 24.7%と、兵庫県平均の約 15%よりも高くなっていますが、近年は、資源物の回収量の減少により、横ばい傾向にあります。

※リサイクル率＝資源化量÷ごみの総排出量



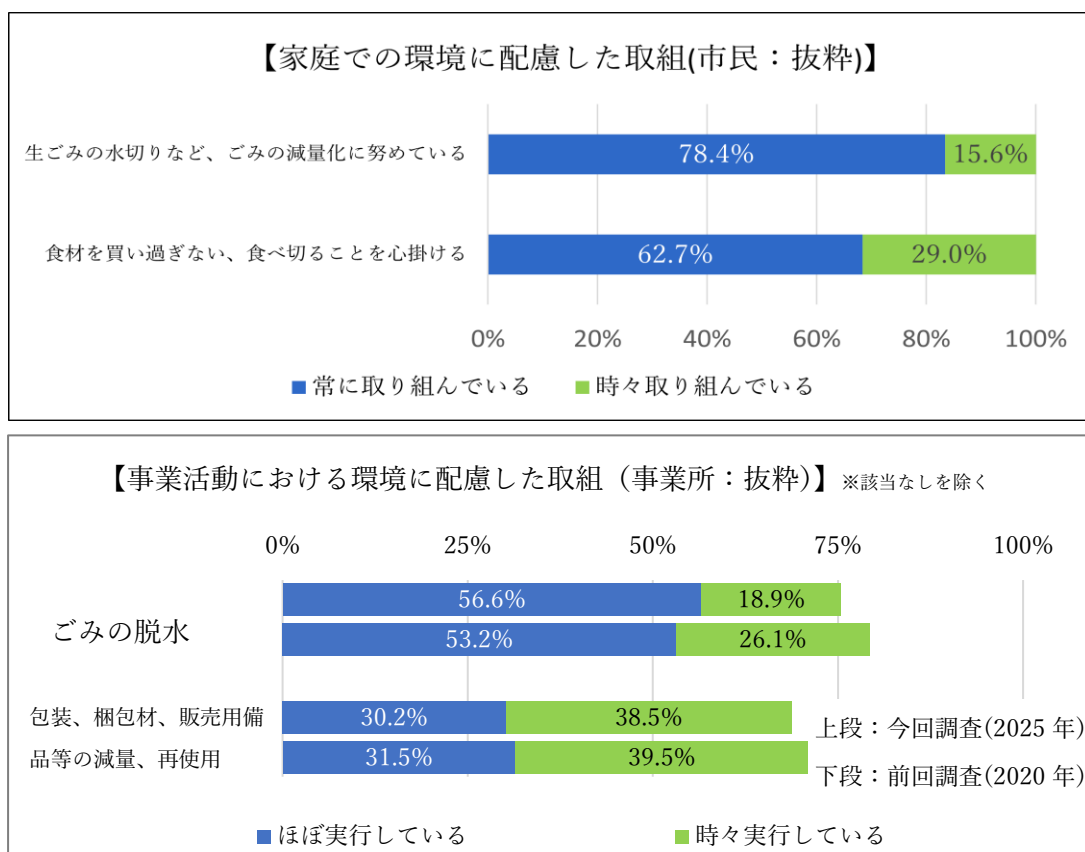
[単位：t]

年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
焼却残渣(セメント原料)	1,087	1,153	1,077	1,072	1,088	1,034
紙類	260	313	329	283	264	263
布類	64	60	64	58	51	48
金属類	229	298	271	234	213	199
ガラス類	180	179	164	175	195	180
ペットボトル	43	44	47	53	51	53
プラスチック製容器包装	107	122	128	124	124	122
その他	17	27	22	20	22	18
集団回収	610	266	379	380	353	316
店頭回収	78	81	88	108	95	75
合 計	2,675	2,543	2,569	2,507	2,456	2,308

(9) 市民等意識調査結果

市民の意識調査では、「家庭での環境に配慮した取組」の問いの「生ごみの水切りなど、ごみの減量化に努めている」は、常に取り組んでいるが 78.4%であるのに対し、「食材を買い過ぎない、食べ切ることを心掛ける」は 62.7%とごみの減量化よりも低くなっています。

事業所の意識調査では、「ごみの脱水」、「包装、梱包材、販売用備品等の減量、再使用」について概ね 70%以上の取組み率ですが、前回の意識調査よりは若干低くなっています。



2 ごみの減量化・資源循環の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標

ごみの減量化・資源循環

① ごみの減量化の推進

② 資源循環の推進



飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



住み続けられるまちづくりを

包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値（2024 年度）	目標値(2036 年度)
○市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	805.0g	724g 以下
○リサイクル率	24.7%	28.8%以上

(3) 個別施策と取組

① ごみの減量化の推進

プラスチックごみ等による海洋汚染や食品ロス等の大量生産・大量消費に伴う廃棄物の大量発生が地球環境に影響を与えています。市内のごみの排出量では、市民 1 人 1 日当たりの排出量が増加傾向にあります。「断る・発生抑制・再使用・修理・再生利用」の 5R 活動の普及や食品ロスの削減に取り組み、ごみの減量化を推進します。

ごみの減量化の推進の取組

ごみと資源物の分別の徹底	職員出前講座や広報「しそう」、ケーブルテレビ、SNS を活用した分別方法や出し方を周知することにより、ごみと資源物の分別の徹底を図ります。
食品ロスの削減	「使い切り・食べきり・水切り」の 3 切運動や、手つかず食品を削減させる「フードドライブ」等の普及・啓発活動を実施するとともに、「食べきり運動協力店」の登録店舗数の増加に取り組みます。

生ごみ処理機 の導入促進	家庭から排出されるごみの減量化と生ごみの利活用を図るため、生ごみ処理機の導入を引き続き促進します。
環境にやさしいライフスタイルへの転換の促進	マイバッグやマイボトルの利用や、使い捨て用品の使用削減等の啓発と併せて、環境問題等に関する情報を発信し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

② 資源循環の推進

循環型社会の構築のためには、ごみの減量化と併せて、資源化を進めていく必要があります。家庭や事業所から排出されるごみの中には、まだ資源として再利用できる資源物が含まれています。これらの資源物を適正に回収し、資源化することにより、環境への負荷を低減させることが出来ます。市民、各種団体等が行うリサイクル活動を支援するとともに、資源物回収ステーションの利用を促進し、循環型社会の実現をめざします。

資源循環の推進の取組	
集団回収の促進	PTA や自治会等の実施する集団回収等を支援するとともに、資源物回収ステーションの利用を促進します。また、店頭回収の店舗数の増加や回収品目の拡大について、市内店舗に対して協力を呼びかけます。
グリーン購入 の普及啓発	購入の必要性を考え、できるだけ環境への負荷の少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を、行政活動においても積極的に取り入れ、情報発信することにより、市民、事業者への波及に努めます。
生ごみの有効活用	生ごみの新たな活用方法として、堆肥化、飼料化、バイオマス燃料化等について、調査研究に取り組みます。
家電リサイクル等 の適正な回収	「家電リサイクル法」や「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等に基づき、家電5品目や小型家電の適正な回収・処理に取り組みます。
ごみと資源物の 分別の徹底 【再掲】	職員出前講座や広報「しそう」、ケーブルテレビ、SNS を活用した分別方法や出し方を周知することにより、ごみと資源物の分別の徹底を図ります。

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主体	取 組
市民	○ ゴミの分別ルールを守り、5 R を生活の中に取り入れます。 ○ レジ袋や使い捨て食器等をなるべくもらわないようにします。 ○ グリーン購入の実施等、環境にやさしい取組に協力します。 ○ 不要なものを購入せず、使い切ることを意識し、ごみを出さないライフスタイルを実践します。 ○ 食材は必要な量を購入・調理し、食べ残し等による食品ロスを防ぎます。 ○ 生ごみの水切りを徹底し、ごみの軽量化に努めます。 ○ ごみの野外での焼却は行いません。 ○ 各種団体等が実施する資源回収に協力します。
事業者	○ ペーパーレス化等、資源の有効活用に努めます。 ○ 食品ロスを出さない取組に協力します。 ○ 使い捨ての割りばし・スプーン等をなるべく提供しないようにします。 ○ 事業活動によって生じた廃棄物は分別し、適正に処理します。 ○ 店頭回収の資源回収ボックスの設置を検討します。

基本方針 4 安心・安全な生活環境の整備

基本施策 安心・安全な生活環境の整備

1 安心・安全な生活環境の整備の現状

(1) 水質環境

市内には、揖保川と千種川の2つの水系があり、市民生活に豊かな水資源をもたらし、農業や伝統産業等を営む際の重要な基盤となっています。市内の揖保川と千種川ではそれぞれ、生物化学的酸素要求量（BOD）・浮遊物質（SS）の測定が行われており、両河川ともに環境基準を達成しています。



（写真 揖保川）



（写真 音水溪谷）

① 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物によって分解される過程において、消費される水中の酸素量（溶存酸素量）のことです。有機物による水質汚濁が進んでいる場合は、微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量も多くなります。一方、水がきれいな場合は、有機物が少ないため、微生物が消費する酸素量も少なくなります。

[単位：mg/L]

測定地点	測定項目	環境基準	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
揖保川（穴栗橋）	75%値	2.0 以下	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5
千種川（室橋）	75%値	1.0 以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5	0.9	0.5 未満

（出典 「兵庫県 環境白書」）

② 浮遊物質（SS）

水中に浮遊等をしている直径 2 mm 以下の物質の量のことです。値が大きいほど、水の透明度等の外観が悪化するほか、魚のえら呼吸や水中植物の光合成に影響することもあります。

[単位：mg/L]

測定地点	測定項目	環境基準	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
揖保川（穴栗橋）	年平均値	25 以下	1	2	1	1	1
千種川（室橋）	年平均値	25 以下	1	1	1	1	2

（出典 「兵庫県 環境白書」）

(2) 大気環境

市内には、大気常時観測所が設置されていないことから、参考として近隣のたつの市役所に設置されている大気常時観測所での測定結果を見ると、光化学オキシダント(Ox)以外は、環境基準を達成しています。

① 光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントが高濃度となり、光化学スモッグが発生した場合には、目や呼吸器等の粘膜を刺激して、健康被害が発生することがあります。また、植物の葉が枯れる等の影響が出ることもあります。

[単位：ppm]

測定地点	測定項目・環境基準	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
たつの市役所	昼間の 1 時間値の年平均値	(0.034)	0.030	0.034	0.034	0.036
	昼間の 1 時間値の最高値 (0.06ppm 以下)	(0.089)	0.091	0.109	0.657	0.090

※2020 年は 9/25 から測定を中断しているため () 書き

(出典 「兵庫県 環境白書」)

② 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径(粒径)が $10\mu\text{m}$ (0.01mm)以下の非常に細かな粒子のことです。 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質は、小さいため、気管に入りやすく呼吸器に影響を及ぼします。

[単位：mg/m³]

測定地点	測定項目・環境基準	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
たつの市役所	日平均値の年間 2%除外値 (0.10mg/m ³ 以下 以上の日が 2 日以上連続しないこと)	(0.042)	0.026	0.026	0.028	0.033

※2020 年は 9/25 から測定を中断しているため () 書き

(出典 「兵庫県 環境白書」)

③ 微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径(粒径)が $2.5\mu\text{m}$ (0.0025mm)以下の非常に細かな粒子と定義されています。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入り込みやすく、喘息等の呼吸器系疾患等のリスクを上昇させると考えられています。

[単位：μg/m³]

測定地点	測定項目・環境基準	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
たつの市役所	年平均値 (15μg/m ³ 以下)	(9.5)	6.2	5.9	4.6	4.3
	日平均値の年間 98%値 (35μg/m ³ 以下)	(29.7)	17.6	17.0	15.8	22.0

※2020 年は 9/25 から測定を中断しているため () 書き

(出典 「兵庫県 環境白書」)

(3) 自動車騒音

市内の主要道路において、年間3箇所の自動車騒音測定を実施しています。すべて環境基準の範囲内となっています。

[単位：dB]

年度	測定箇所	路線名	環境基準 (昼間)	測定結果 (昼間)	環境基準 (夜間)	測定結果 (夜間)
2021 年度	宍粟市山崎町青木	県道宍粟下徳久線	70	63	65	55
	宍粟市山崎町土万	県道宍粟下徳久線	70	61	65	54
	宍粟市山崎町上牧谷	県道岩野辺山崎線	70	64	65	53
2022 年度	宍粟市山崎町田井	一般国道29号	70	70	65	62
	宍粟市波賀町安賀	一般国道29号	70	66	65	58
	宍粟市一宮町福中	県道養父宍粟線	70	67	65	57
2023 年度	宍粟市波賀町上野	一般国道29号	70	64	65	53
	宍粟市千種町千草	一般国道429号	70	60	65	48
	宍粟市波賀町齋木	一般国道429号	70	60	65	48
2024 年度	宍粟市山崎町山田	一般国道29号	70	65	65	59
	宍粟市山崎町五十波	一般国道29号	70	68	65	60
	宍粟市山崎町高所	県道田井中広瀬線	70	63	65	55
2025 年度	宍粟市山崎町御名	県道宍粟新宮線	70	65	65	57
	宍粟市山崎町須賀沢	中国自動車道	70	55	65	54
	宍粟市山崎町段	中国自動車道	70	51	65	49

(4) 公害苦情件数

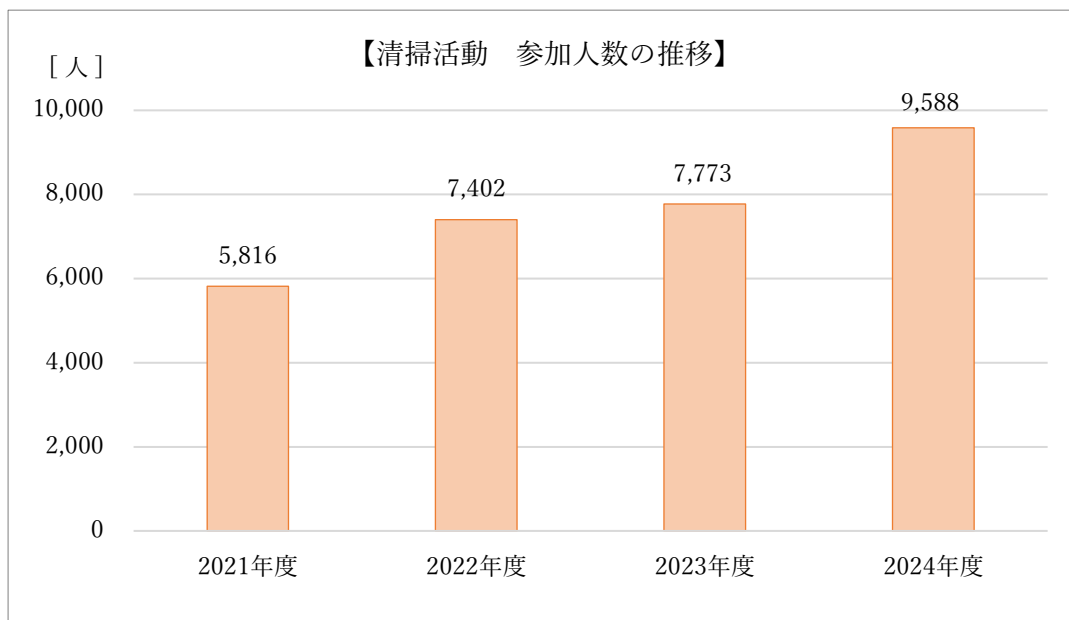
市内における公害苦情件数は、下記のとおりとなっています。件数については、調査・指導等を行った件数を計上しています。

項 目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
大気汚染	-	-	-	-	-	-	-
水質汚濁	-	1 件	2 件	-	-	-	1 件
騒音	-	-	1 件	1 件	-	1 件	4 件
悪臭	-	-	-	1 件	-	1 件	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0 件	1 件	3 件	2 件	0 件	2 件	5 件

(出典 「兵庫県 環境白書」)

(5) 市民等による清掃活動

市内の道路や河川等は、市民や各種団体等の清掃活動によって美しく保たれています。本市では、清掃活動を行う各種団体等に対し、ごみ袋等の資材の提供を行っています。



【海洋プラスチックごみ】

近年、海洋ごみの中でも、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題になっています。普段の生活の中で、多く使用されるペットボトルや容器等がポイ捨てや不法投棄によって、適正に処分されないことにより、海に流され海洋プラスチックごみになり、海洋汚染や生態系に影響を及ぼしています。

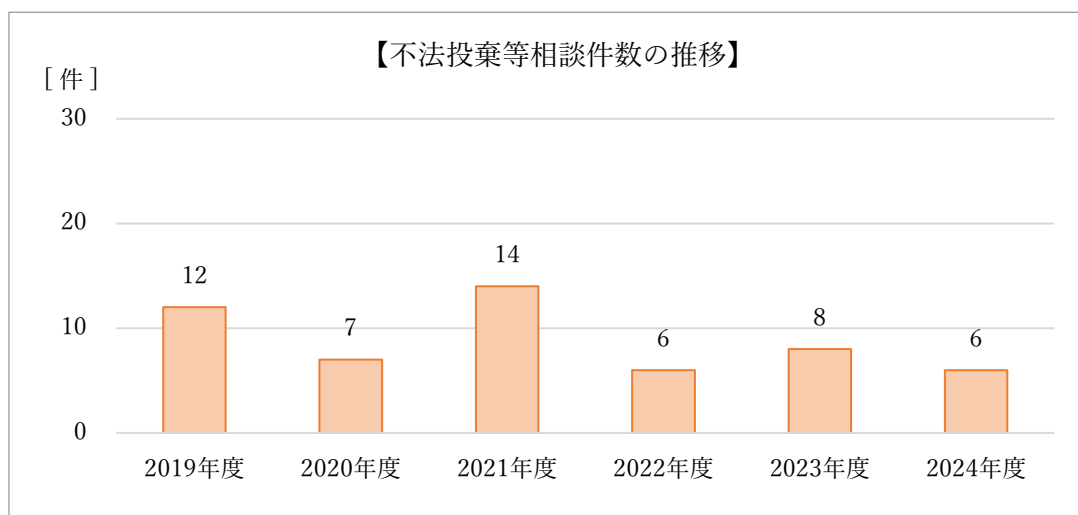


海洋プラスチックごみの発生メカニズム

(出典 内閣府 政府広報オンライン)

(6) 不法投棄の状況

本市は、市域が広大で山間部には集落が点在していることから、国道や県道の他に市道や林道等の集落を結ぶ生活道路が多く存在しています。車通りの少ない市道や林道沿いには、ごみを不法に投棄する事案が発生しています。本市では、環境保全委員の方と協力した不法投棄のパトロール等の啓発活動の実施や、不法投棄防止看板の配布等により不法投棄対策に取り組んでいます。



【全国の不法投棄の状況と市内の清掃活動による回収量】

① 全国の不法投棄の状況※

環境省は毎年度、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案について、調査と公表を行っています。不法投棄の新規判明件数は、1998年度をピークに減少していますが、後を絶たない状況にあります。

○2024年度新規判明不法投棄事案

- ・不法投棄件数 106 件
- ・不法投棄量 1.4 万 t

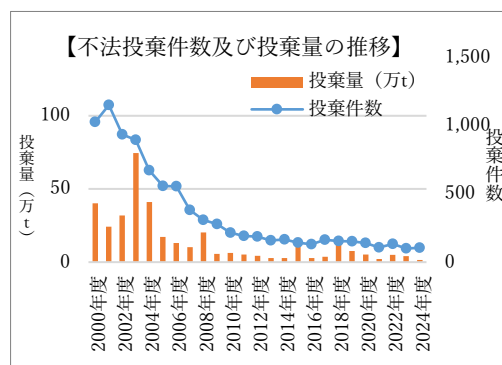
○2024年度新規判明不適正処理事案

- ・不適正処理件数 113 件
- ・不適正処理量 6.0 万 t

○2024年度末不法投棄等の残存事案

- ・残存件数 2,920 件
- ・残存量 999.1 万 t

※ 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案が集計対象とされています。



(出典 環境省 不法投棄等の状況
(令和元年度)の調査結果資料)

② 市内の清掃活動による回収量

2024年度の清掃活動によって、回収されたごみの量は32,530kg※となっています。 ※ 回収されたごみの量は、使用されたごみ袋等から推計しています。

(7) ごみの不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用は禁止されており、廃棄物の野外焼却（野焼き）は、農業でやむを得ず行われる焼却等の一部の例外を除いて禁止されています。本市では、不法にごみを焼却しているという連絡があった場合、例外的に認められている焼却行為であっても、近隣住民の方から苦情が寄せられるような場合は、指導を行っています。

【野外焼却禁止の例外】

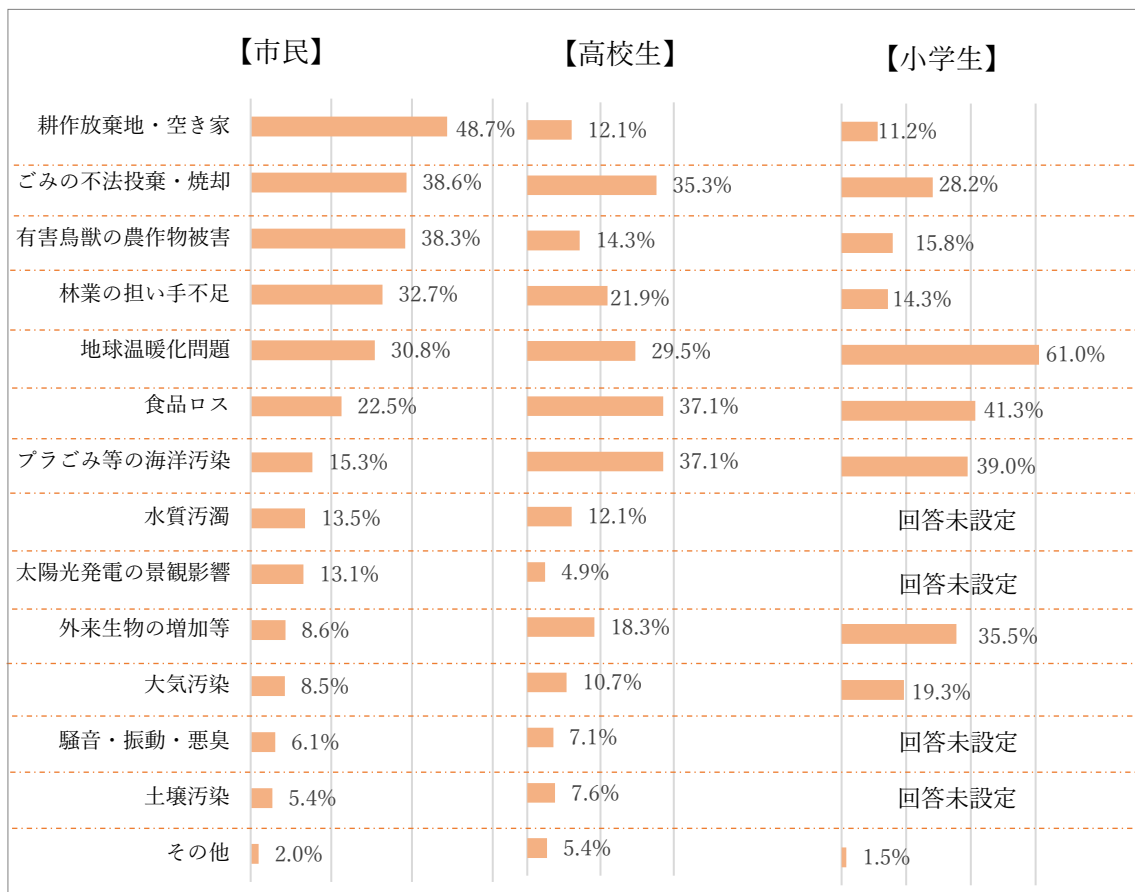
- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の例外は、やむを得ないものや軽微なものに限ります。周囲から苦情が出るほどの焼却を行った場合は指導の対象となります。周辺的生活環境には十分に配慮をしてください。

(8) 市民等意識調査結果

市民等意識調査では、「ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て」が各対象において関心の高い環境問題となっています。大気汚染や水質汚濁等の公害については、市内において大きな公害が発生していないことから、各対象ともに関心は低い環境問題となっています。

順位	市民	高校生	小学生
1	耕作放棄地、空き家・ 空き地の増加 48.7%	食品ロス 37.1%	地球温暖化問題 61.0%
2	ごみの不法投棄・焼 却やポイ捨て 38.6%	プラスチックごみ等 による海洋汚染 37.1%	食品ロス 41.3%
3	有害鳥獣による農作 物への被害 38.3%	ごみの不法投棄・焼 却やポイ捨て 35.3%	プラスチックごみ 等による海洋汚染 39.0%
4	森林の管理不足 32.7%	地球温暖化問題 29.5%	外来生物の増加、希少 な野生生物の減少 35.5%
5	地球温暖化問題 30.8%	森林の管理不足 21.9%	ごみの不法投棄・焼 却やポイ捨て 28.2%



2 安心・安全な生活環境の整備の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標

安心・安全な生活環境の整備

① 公害対策

② 環境美化の推進



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



11 住み続けられるまちづくりを
包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値	目標値(2036 年度)
○水質基準達成率(揖保川・千種川)	100% (2024 年度)	100%
○不法投棄等相談件数	21 件 (2024 年度)	10 件

(3) 個別施策と取組

① 公害対策

本市の大気環境及び水質環境等は概ね環境基準を満たしており、大きな公害等は発生していませんが、市民等意識調査では、「水のきれいさ」「静かさ」「におい」については、重要度が高い項目となっています。公害の発生を未然に防ぎ、安心・安全な生活環境を整備するため、関係機関と連携し、各種法律や条例等に基づく指導・規制を実施するとともに、事業活動等の監視に継続して取り組みます。

また、近年新たな環境リスクとして懸念されている PFAS（有機フッ素化合物）に関する情報収集を積極的に行います。検出された場合には、関係機関と連携して迅速に対応できる体制づくりを進めます。

公害対策の取組

水質・自動車騒音 の監視	自動車騒音や揖保川・千種川の水質検査を引き続き実施し、環境基準への適合の監視に取り組みます。
大気汚染・ 水質汚濁対策	「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等に基づき、兵庫県等の関係機関と連携した規制・指導を行います。
公害防止協定 の締結	「宍粟市環境基本条例」に基づき、快適な生活環境を確保するために必要と認められるときは、事業者と公害防止に関する協定を締結し、公害を未然に防ぎます。
公害への対応	漏油事故や騒音等の公害発生時に備え、資材の備蓄や市職員の公害に関する研修への参加等に取り組み、公害発生時には、迅速な処置・対応を行います。
ごみの 不法焼却対策	法の基準に満たない焼却炉やごみの野外焼却等については、規制や指導を行うとともに、周辺環境等の配慮について周知を行います。

② 環境美化の推進

市内では、不法投棄が発生しており、市民等意識調査においても「ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て」が関心の高い環境問題となっています。生活環境と自然環境の保全のため、ポイ捨てをはじめ、不法投棄対策の強化に取り組むとともに、市民や企業、各種団体等が実施する清掃・美化活動を支援し、まちの環境美化を推進します。

環境美化の推進の取組

不法投棄対策	環境保全委員と連携した監視パトロールの実施や、常習箇所には防止看板・監視カメラを設置するとともに、兵庫県や警察署、地域との連携強化を図ります。
ポイ捨て等の対策	「宍粟市空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」の適切な運用により、市民をはじめ、イベント参加者や観光客、登山者へのポイ捨ての禁止やごみの持ち帰りについての啓発を行います。
清掃・美化活動 の推進	市民や企業、各種団体等が実施する自主的な清掃・美化活動に対し、引き続き資材の提供等の支援を行います。

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主体	取 組
市 民	○ 廃食油を排水口から流さない等、生活排水対策の実施に努めます。 ○ 野外でのごみの不法な焼却は行いません。 ○ 所有地は除草等を行い、適切な維持管理に努めます。 ○ 生活騒音、アイドリング等に気をつけ、お互いに住みやすい生活環境の創出に努めます。 ○ 空き家・空き地は、周辺環境への影響を考慮し、適切な管理を行います。 ○ ごみの不法投棄やポイ捨ては行いません。
事業者	○ 「大気汚染防止法」等の公害関係法令を遵守し、良好な生活環境の保全に努めます。 ○ 野外でのごみの不法な焼却は行いません。 ○ 工事を行う際は、作業時間に配慮します。 ○ 水資源を大切にし、効率的で無駄のない水の利用に努めます。 ○ 公害が発生した場合は、すぐに対処するとともに市に連絡します。 ○ 所有地等を適正に管理し、不法投棄が行われないようにします。

基本方針 5 環境意識の向上による 環境にやさしいまちづくり

基本施策 1 環境を学ぶ機会の創出

1 環境を学ぶ機会の創出の現状

(1) 環境教育・学習

「しそうの子ども生き活きプラン」に基づき、市内の小学校では、市内各地を探検しながら地域の自然や人々、名所や文化等とのふれあいを通して、ふるさとの良さを守り伝えていくため「しそう森林の探検隊」等の環境教育につながる体験活動が実施されています。

また、小学校 3・4 年生が使用する社会科のデジタル副読本「わたしたちの穴栗」には、市内のごみの処理方法や分別方法、太陽光発電や木質ペレットストーブ等の再生可能エネルギーに関する市の取組が掲載されています。さらに、小学校 5 年生では「にしはりまクリーンセンター」への施設見学を行うなど、実際の現場を見ることで、ごみ問題や環境への意識を高める学習に取り組んでいます。



(写真 小学校 3・4 年生 社会科デジタル副読本 わたしたちの穴栗)

(2) 環境啓発活動

自治会やグループの集会に市職員が出向き、ごみの出し方や減量化、再生可能エネルギーの活用をテーマに講座を行う、職員出前講座を実施しています。

また、「環境講演会」として、地球温暖化問題、自然環境保全や自然資源の有効活用等についての市民講座を開催し、環境意識の向上や環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進しています。



(写真 環境講演会の様子)

区 分	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
市民講座回数	0 回	1 回	1 回	2 回	1 回
講座参加者数	0 人	10 人	12 人	29 人	18 人

※2021 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため市民講座は未開催。

(3) 木育の推進

本市では、市民が木に触れ森林の魅力を感じ、生活に木を取り入れることができるよう、「木育」を推進しており、「木育」によってすべての年代を通じて木との関わりを深めていく機会の創出に取り組んでいます。また、自然環境の保全や子育て・教育における森林体験、産業での木材利用や加工品の製造、観光産業への活用等、様々な分野で木育の視点をもって取組を進めることで、「森林と共にいきるまち」として市民生活まで木育が浸透し、「森林から創まる地域創生」の実現につなげています。その取組の1つとして、誕生祝い品として、宍粟材を使った木のおもちゃをプレゼントする取組や木育キャラバンを実施しています。

【木育とは】

木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなど、木や森林について、知る・学ぶ・体験するなどの関わりを深めていくことです。



(写真 木のおもちゃ)

(4) 森林環境教育

本市では、市内の小学生を対象に、地場産業である林業への関心や課題意識を高めるとともに、郷土意識の醸成を目的に「森林環境教育」を実施しています。

「森林環境教育」では、市内の大型製材施設や森林大学校等の施設見学、森林セラピー等の体験を通じて、森林の持つ多面的機能や木材利用の必要性に対する理解を深め、普段の生活において自然環境保全の大切さを考える機会につなげています。

(5) 食育の推進

本市では、「健康しそう21（第3次）及び第2次宍粟市食育推進計画の中間評価並びに一部改訂」を2025年3月に策定し、食育を推進しています。食育は健康分野だけでなく、食品ロスの発生防止や地産地消といった環境分野にも大きく関わっています。同計画に基づき、食べ物を大切にすることや残さず食べることの大切さを伝えるため、食育教室を開催しています。

【フードマイレージと地産地消】

フードマイレージとは、食料の輸送量に輸送距離を乗じた指標です。遠く離れた生産地から届く食料は、保管や輸送等に多くのエネルギーが使用され食卓に届いています。身近なところで生産された食べ物を消費する地産地消は、食料の輸送や保管にかかるエネルギーの消費を抑え、環境への負荷も少なくなります。地球にも優しい食生活として、地域産の食料を食べましょう。

(6) エシカル消費の推進

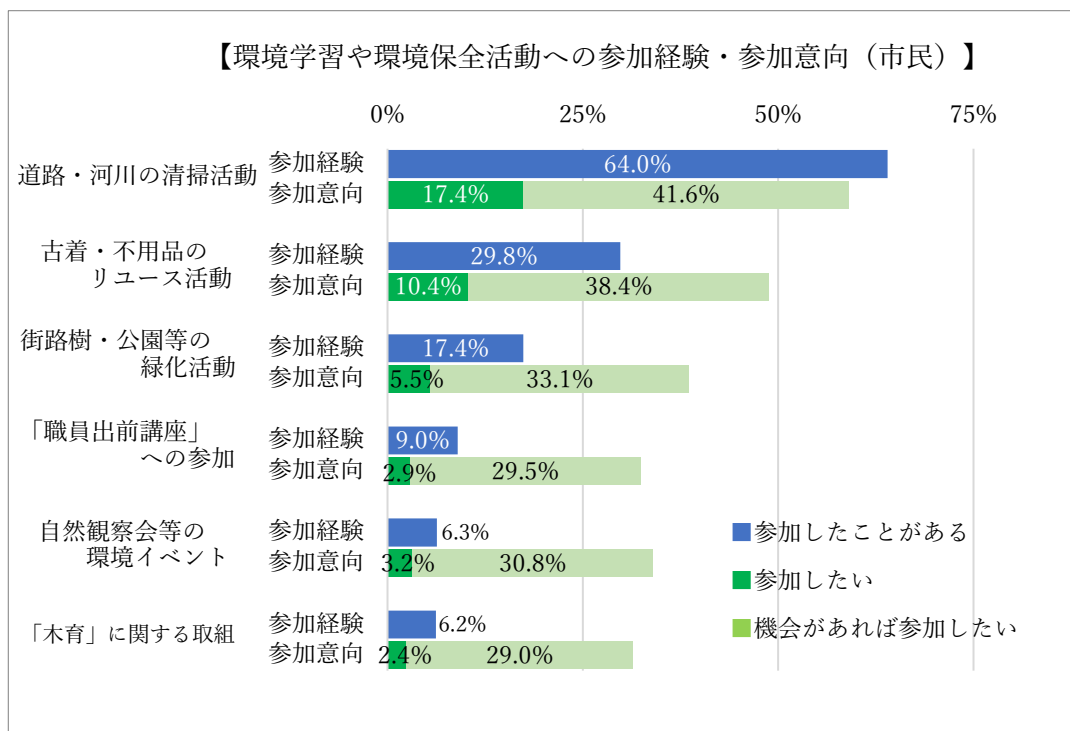
エシカル消費とは、食品や日用品等を購入する際に、エコロジー商品や寄附付き商品、地域産の商品を選択することで、人や環境、社会、地域等の持続可能性に配慮した消費行動を行うことです。本市では、このエシカル消費に関する講演会を開催する等の普及活動を実施しています。

【エシカル消費で出来る応援の具体例】

環境への配慮	•エコロジー商品を選びましょう。
社会への配慮	•寄附付き商品を選びましょう。
	•フェアトレード（公正貿易）商品を選びましょう。
人への配慮	•障がいがある人の支援につながる商品を選びましょう。
地域への配慮	•地域の産品を買ひましょう。（地産地消）
	•被災地の産品を買ひましょう。
生物多様性への配慮	•認証ラベルのある商品を選びましょう。

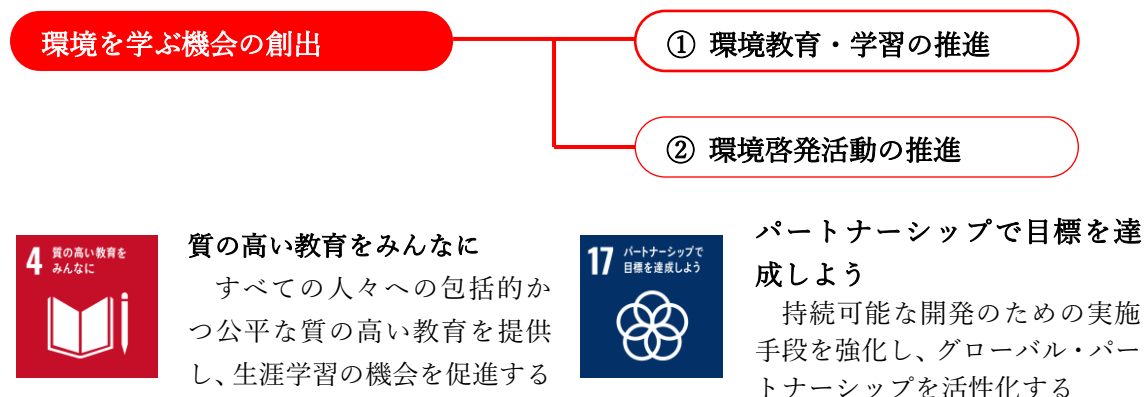
(7) 市民等意識調査結果

市民等意識調査における環境学習や環境保全活動への参加経験に関する問いでは、「道路・河川の清掃活動」への参加経験が6割を超えています。その他の環境学習や環境保全活動等についても、約3割以上の市民に参加意向があります。



2 環境を学ぶ機会の創出の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標



(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値 (2025 年度)	目標値(2036 年度)
○ 環境講座参加者数	18 人	40 人

(3) 個別施策と取組

① 環境教育・学習の推進

地球温暖化やプラスチックごみの海洋汚染等の環境問題の解決や、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するためには、すべての人が社会の課題を自らの課題として捉えとともに、生活する地域への愛着が必要です。また、環境にやさしいライフスタイルを推進するためには、子どもから大人までのあらゆる世代が、環境に関心を持ち続けていくことが大切です。学校から地域に至るまでの様々な場面に合った環境教育・学習を推進します。

環境教育・学習の推進の取組

自然体験学習 の推進	「しその子ども生き生きプラン」に基づき、自然とふれあう体験学習等を実施し、ふるさと意識の醸成を図ります。
木育の推進	穴栗材を使用した誕生祝い品の採用や、木育キャラバン等を引き続き実施し、木育を推進していきます。
森林環境教育 の推進	様々な体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深め、森林と人が共生する社会の実現に向けて取り組みます。
食育の推進	「健康しそう 21 (第 3 次) 及び第 2 次穴栗市食育推進計画」に基づき、食育を推進し、食品ロスの削減や地産地消の促進に取り組みます。

エシカル消費 の推進	消費者一人ひとりが、人と社会・地球環境に配慮した消費行動を行う「エシカル消費」の普及啓発に取り組みます。
---------------	--

② 環境啓発活動の推進

より多くの市民や事業者にも、環境意識の高揚と日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を促進するため、継続して講座やイベント等を実施するとともに、環境問題や環境保全活動等の情報を収集し、広報「しそう」や SNS、職員出前講座等ターゲットに応じた効果的な情報発信を行います。

環境啓発活動の推進の取組

環境講座・イベントの実施	環境に関する講座やイベント等を継続して開催し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動の促進を図ります。
森林環境ポイント制度「やっちゃえ！エコぽ」の実施	森林整備意欲や環境意識の向上をめざして、森林整備や省エネ行動・再エネ行動にポイントを付与するポイントラリーを実施します。
環境情報の発信	環境問題や環境保全活動等の情報を収集し、広報「しそう」や SNS、職員出前講座等によりターゲットに応じた効果的な情報発信を行います。

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主 体	取 組
市民	○ ライフステージ・ライフスタイルにあった環境学習に取り組みます。 ○ 木育や食育、エシカル消費についての関心を深めます。 ○ 学校等が行う自然環境教育・学習に協力します。 ○ 環境関連の講座やイベント等へ積極的に参加します。 ○ テレビ、SNS、インターネットを活用し、環境問題等についての認識を深めます。 ○ 市から発信される環境関連の情報に注意します。
事業者	○ 木育や食育、エシカル消費の取組に協力します。 ○ 環境関連の講座やイベント等の開催に協力します。 ○ 社内研修等を通じて、社員の環境意識の向上を図ります。 ○ 環境保全活動団体の活動に協力します。 ○ 自社の事業の特性に応じて、環境関連の情報発信に努めます。

基本施策2 市民活動の推進

1 市民活動の推進の現状

(1) 森林環境ポイント制度「やっちゃえ！エコぽ！」の推進

市民の環境保全に関連する自発的な活動を推進するため、森林ボランティア活動や地域の環境保全活動、省エネ行動等に対してポイントを付与する森林環境ポイント制度「やっちゃえ！エコぽ！」を2024年度から開始しました。

環境保全につながる行動を体感しつつ、楽しみながらポイントが貯まる取り組みです。

3,000 ポイント以上で市内の特産品と交換できる仕組みになっており、2025年度は780人の市民が参加し、38人が3,000ポイントに達しています。



対 象	ポイント付与項目 (例)
一般市民向け	○ 森林・里山などに関するイベントへの参加 (300ポイント) ○ 森林ボランティア活動への参加 (500ポイント) ○ うちエコ診断 (ひょうご環境創造協会) の受診 (1000ポイント) ○ 節電 (使用量ベース、前年同月比5%以上) (100ポイント) ○ エアコンの定期的な清掃 (1回50ポイント) ○ グリーンカーテンの設置 (300ポイント) ○ 生ごみ処理容器「キューロ」の購入 (650ポイント)
子ども限定項目	○ 学校で森林のはたらきや林業に関する学習をした (100ポイント) ○ 学校で地球温暖化や再エネ省エネに関する学習をした (100ポイント) ○ 森林のはたらきや林業に関する自由研究に取り組んだ (1000ポイント) ○ 地球温暖化や再エネ省エネに関する自由研究に取り組んだ (1000ポイント) ○ 大人と一緒に地域の美化活動に取り組んだ (200ポイント)

(2) 「やっちゃえ！エコぽ！」とコラボしたイベントの実施

環境に関する専門家のほか、県や市の職員が講師となって幅広いジャンルの市民向け環境関連行事を開催しています。

このうち、特に有意義な内容の行事には、エコぽ！認定行事として通常の2倍のポイントを付与し、市民の関心度を高めると共に環境問題に対する意識の高揚をめざしています。



(写真 エコぽ！とコラボしたエコクッキング教室)

2 市民活動の推進の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標

市民活動の推進

① 多様な主体との協働



質の高い教育をみんなに
すべての人々への包括的かつ
公平な質の高い教育を提供し、
生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実
施手段を強化し、グローバル・
パートナーシップを活性化す
る

(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値 (2025 年度)	目標値(2036 年度)
○森林環境ポイント制度会員数	780 人	4,400 人

(3) 個別施策と主な取組

① 森林環境ポイント制度「やっちゃえ！エコぽ！」の普及促進と会員拡大

市民の主体的な環境行動を促すため、森林環境ポイント制度「やっちゃえ！エコぽ！」の普及促進と会員拡大を積極的に行います。広報誌や市公式LINE等の多様なメディアを用いた積極的な周知に加え、学校や地域との連携を深め、次世代層を含めた幅広い市民の会員登録を推進します。また、市民が楽しく継続して取り組めるようポイント付与の対象となる環境行動メニューの拡充を図ります。

② 多様な主体との協働

複雑化・多様化する環境問題に対応するためには、市民、事業者、各種団体、行政等の多様な主体が連携し、環境保全のための取組を行っていく必要があります。本市においては、多様な主体による環境保全活動や美化活動が行われており、引き続きその活動の支援を行います。

また、森林環境ポイント制度を通して、県立山崎高等学校 森と食科 や兵庫県立森林大学校、森林林業技術センター、さらには地域のボランティア団体等と連携した里山保全活動や環境関連イベントを企画し、参加を促進することで、多様な主体が集う交流の機会の創出に取り組めます。

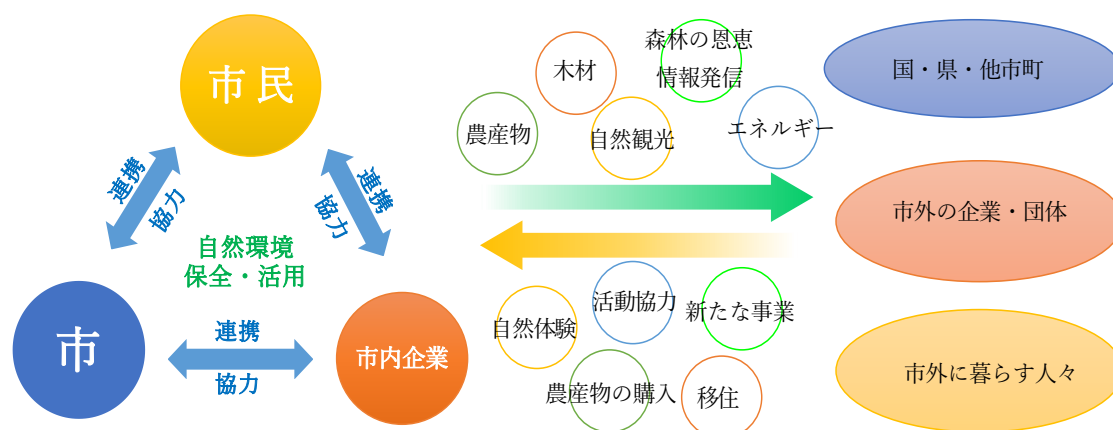
(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主体	取 組
市民	○ 地域で開催される清掃活動等に積極的に参加します。 ○ 環境保全活動団体等が行う活動に協力します。 ○ 日常的な環境意識の向上と、主体的な環境配慮行動への定着を図ります。
事業者	○ 事業所の敷地内、周辺地域の清掃活動を行います。 ○ 環境保全活動団体等が行う活動に協力します。 ○ 市民と一体となった環境関連イベント等の開催に協力します。

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

本計画の基本理念と環境像の実現に向け、市民、事業者、各種団体、市の連携協力のもと各主体が求められている取組を進めるとともに、本市の豊かな自然の魅力や自然環境保全の取組を市内外に発信し、関係人口・交流人口を増加させることにより、賑わいのあるまちづくりや本市の自然環境への取組に対する協力・支援の輪を広げていきます。



2 計画の進行管理

(1) Plan 「宍粟市環境基本計画（第4次）」の策定

本計画は、市内の環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定されています。本計画を着実に推進していくためには、市民・事業者・各種団体等の協力が不可欠であるため、本計画の内容を広く周知していきます。

(2) Do 計画の実行

本計画の施策や取組の実施にあたっては、市民・事業者・各種団体・市のそれぞれの立場から進めていくと同時に、協働することで相乗効果が期待されます。そのため、各主体が自主的に取組を行うとともに、連携を図ることによって計画の実行性を確保していきます。また、本計画に記載のある各取組については、本市の今後の財政状況、費用対効果等を勘案しつつ、実行していきます。

(3) Check 評価

本計画の目標指標に基づき、環境審議会を定期的開催し、達成状況を評価・把握していきます。なお、達成状況やその評価結果については、市のホームページをはじめ、各種広報媒体を活用し、広く周知していきます。

(4) Action 改善

本計画の達成状況により、どこに問題・課題があるのかを把握の上、取組の方法等を検証し、計画の改善を行います。また、国や兵庫県の環境政策に関する動向をはじめ、社会的な環境の変化、「宍粟市総合計画」や関連計画等の内容に変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 目標指標一覧

基本方針	目標指標	現状値 (2025 年度)	目標値 (2036 年度)
基本方針 1 豊かな自然と 共生したまちづくり	(1) 人工林整備率	44.6%	62.4%
	(2) 観光入込客数	880 千人/年	現状維持
	(3) 農林業被害額	10,055 千円/年 (2024 年度)	3,438 千円/年
基本方針 2 地球温暖化対策 の推進	(1) 再生可能 エネルギー自給率	92.5% (2022 年度)	100%
	(2) 地域主導型 小水力発電設置数	1 箇所	2 箇所
	(3) 市内の二酸化炭素 排出量	281,445t-CO ₂ (2013 年度)	72,208t-CO ₂ (2035 年度)
基本方針 3 資源が循環する まちづくり	(1) 市民 1 人 1 日当たり のごみ排出量	805.0g (2024 年度)	724g 以下
	(2) リサイクル率	24.7% (2024 年度)	28.8%以上
基本方針 4 安心・安全な 生活環境の整備	(1) 水質基準達成率 (揖保川・千種川)	100% (2024 年度)	100%
	(2) 不法投棄等相談件数	21 件 (2024 年度)	10 件
基本方針 5 環境意識の向上によ る環境にやさしいまち づくり	(1) 環境講座参加者数	18 人	40 人
	(2) 森林環境ポイント制度 会員数	780 人	4,400 人

基本方針 4 市事務事業における削減

1 市事務事業における二酸化炭素排出量

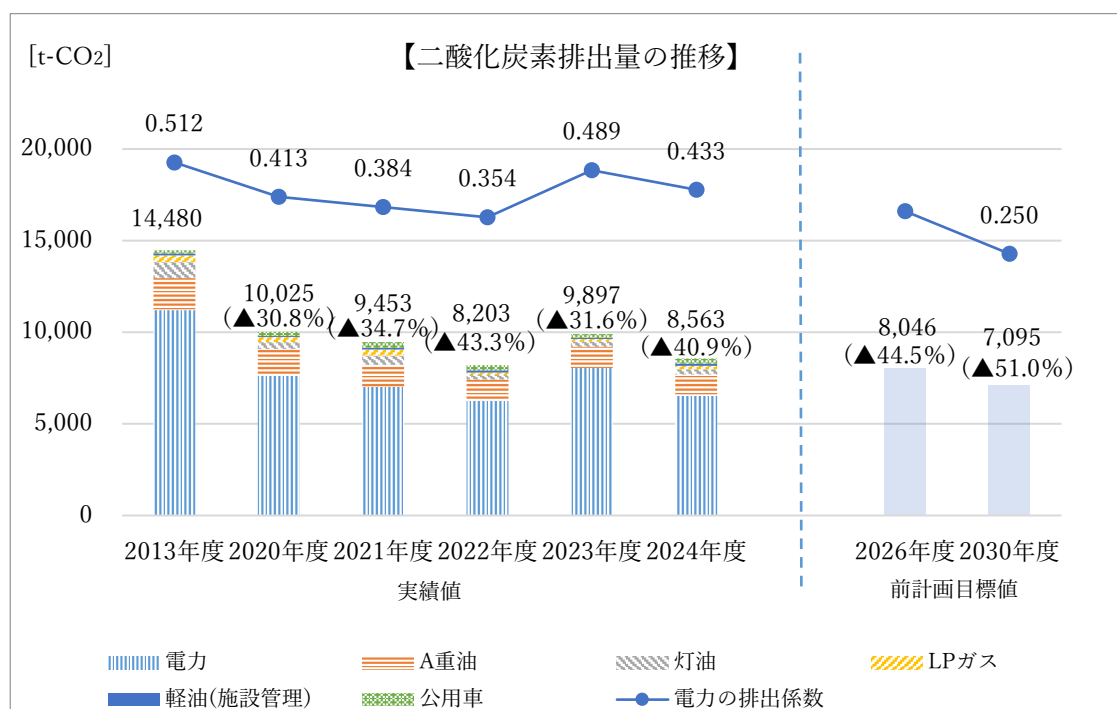
(1) 前計画の目標達成状況

前計画の目標は、2030 年度の電力の排出係数が国の地球温暖化対策計画で想定されている 0.25kg-CO₂/kWh まで低減すると仮定し、市事務事業における二酸化炭素排出量目標を 2026 年度に 8,046t-CO₂(2013 年度比で 44.5%削減)、2030 年度に 7,095t-CO₂(2013 年度比で 51%削減)としており、直近の 2024 年度実績を見ると 8,563t-CO₂ (2013 年度比で 40.9%削減)となっています。

[単位：t-CO₂]

種別 / 年度	2013 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
電力	11,203	7,624	7,021	6,248	8,052	6,518
A 重油	1,759	1,469	1,204	1,167	1,168	1,183
灯油	869	371	506	252	273	278
LP ガス	369	283	323	140	151	193
軽油(施設管理)	101	40	85	122	49	112
公用車	179	238	314	274	205	279
総排出量	14,480	10,024	9,453	8,204	9,897	8,563
2013 年度比較	—	▲30.8%	▲34.7%	▲43.3%	▲31.6%	▲40.9%
電力の排出係数(kg-CO ₂ /kWh)	0.512	0.413	0.384	0.354	0.489	0.433

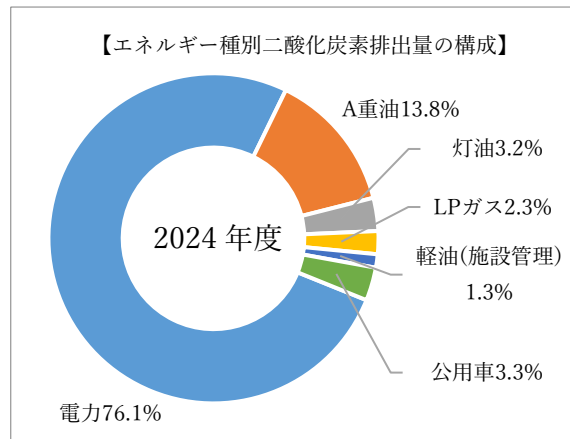
※ 電力の排出係数について、複数の電力会社から購入した年度は按分による数値を記載しています。



(2) エネルギー種別二酸化炭素排出量

エネルギー種別二酸化炭素排出量の構成では、電力の消費に伴う排出量が全体の76.1%を占め、A重油が13.8%、灯油が3.2%、LPガスが2.3%、軽油(施設管理)が1.3%、公用車が3.3%となっています。

A重油は公立穴栗総合病院の空調や学校給食センターのボイラー設備等で、灯油は主に火葬場等で使用しています。



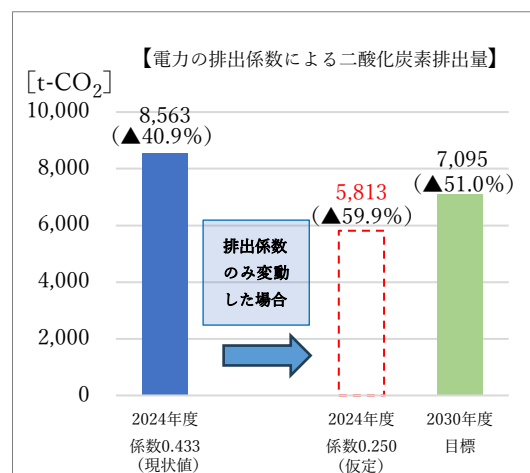
○ 燃料等の使用量の推移

種別 / 年度	単位	2013 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
電力	千 kWh	21,896	18,439	18,270	17,665	16,459	15,071
A 重油	kl	649.1	542.0	444.2	430.7	430.9	436.7
灯油	kl	349.0	149.1	203.2	101.4	109.6	111.7
L P ガス	t	123.1	94.3	107.7	46.8	50.3	64.2
軽油 (施設管理)	kl	39.0	15.5	33.0	47.0	19.0	43.4
公用車(ガソリン)	kl	53.9	62.5	61.7	58.6	58.8	64.3
公用車(軽油)	kl	20.7	35.8	66.1	53.6	26.4	50.1

【参考】

本市のエネルギー使用量の約80%が電力となっており、二酸化炭素排出量の削減には、電力会社が毎年公開している電力の排出係数の影響を大きく受けます。

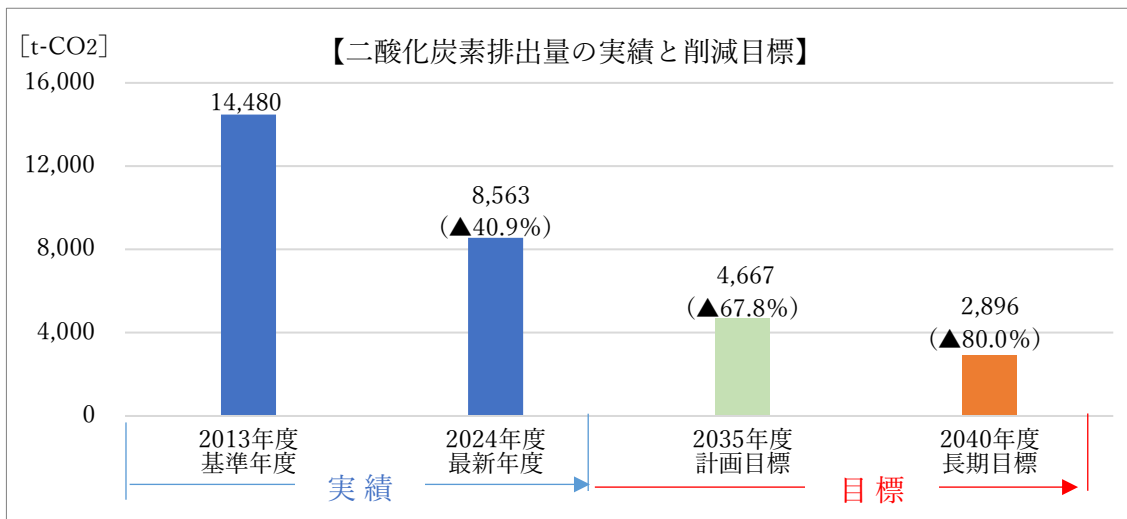
仮に2024年度の市事務事業における二酸化炭素排出量を電力の排出係数0.25kg-CO₂/kWhで算出すると、5,813 t-CO₂ (2013年度比で約60%削減)となり、前計画における2030年度目標を達成する見込みとなっています。



2 削減目標

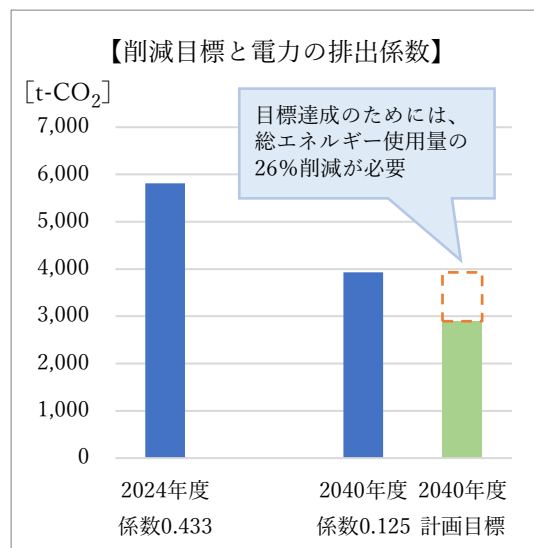
国の事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標は、政府実行計画（2025 年 2 月 18 日閣議決定）において、2013 年度比で 2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することとしています。当市の事務事業においても、国の削減目標に合わせ、2040 年度までに 80%の削減を目標として設定します。本計画の目標年度である 2035 年度においては、2040 年度に向けて毎年一定の割合で削減が進むと仮定し、2013 年度比で 67.8%の削減を目標とします。

目 標	基準年度 (2013 年度)	計画目標 (2035 年度)	長期目標 (2040 年度)
〇市事務事業 の二酸化炭素排出量	14,480t-CO ₂	4,667t-CO ₂	2,896t-CO ₂



【電力の排出係数と削減目標】

国の 2030 年度の電力の排出係数目標値 (0.25kg-CO₂/kWh) から 2050 年の電力の脱炭素化 (0 kg-CO₂/kWh) に向けて直線的に低減するものとして 2040 年度の電力の排出係数を 0.125kg-CO₂/kWh と仮定し、2024 年度の市事務事業における二酸化炭素排出量を 0.125kg-CO₂/kWh で算出すると 3,929t-CO₂ となります。削減目標を達成するためには、総エネルギー使用量を 2040 年度には、2024 年度比で約 26%削減する必要があります。



3 基本方針と取組

公共施設において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備・機器の導入を行うとともに、日常の業務において二酸化炭素の排出量の削減と経費削減のため、環境に配慮した事務事業に取り組みます。

市事務事業における削減

(1) 施設整備等に係る取組

(2) 業務に関する取組

(3) その他の取組

4 市事務事業における削減の取組

(1) 施設整備等に係る取組

省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギー設備を導入することにより、市事務事業から排出される二酸化炭素の排出量の削減に取り組みます。しかしながら、省エネルギー・再生可能エネルギーの設備・機器の導入には、応分の費用が必要であることから、施設の新設・改修や老朽化した設備・機器等の更新に併せ、導入を進めていきます。

項目	取組例
建築物	✓木質バイオマス機器等の再生可能エネルギーの導入を検討します。 ✓2030年までに設置可能な市有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年までに100%設置することを目指します。 ✓今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指し、2030年度以降はさらに高い省エネ性能を目指します。
空調設備	✓エネルギー消費効率の高い空調設備に更新します。 ✓スケジュール運転、断続運転制御システムを導入します。
照明設備	✓既存設備を含めた LED 照明の導入割合を 2030 年までに 100%とします。 ✓人感センサーによる照明点灯制御を導入します。
給湯設備	✓給湯配管類の断熱を図ります。 ✓高効率給湯器に更新します。
受変電設備	✓エネルギー損失の少ない変圧器に更新します。 ✓デマンド制御システムを導入します。(ピーク電力の削減)
断熱・遮熱設備	✓複層ガラス、二重サッシ、断熱フィルム、断熱性塗料材を導入します。 ✓屋根、壁、床等に断熱材を導入します。
緑化	✓道路に接する部分や屋上・壁面等の緑化、緑のカーテンを推進します。

公用車	✓ 公用車の新規導入・更新については、代替可能な次世代自動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。）がない場合等を除き、全て次世代自動車とし、使用する公用車全体でも 2030 年度までに全て次世代自動車とします。
-----	---

（２） 業務に関する取組

引き続き、節電や消耗品の使用削減、公用車をはじめとする燃料の削減など日常の業務に関する環境配慮行動に取り組みます。

項目	取組例
空調	✓ 室内温度に対応した服装とします。 ✓ ブラインドやカーテンを活用し日射を遮断します。 ✓ 窓や扉を閉じる。（開けっ放しにしない） ✓ 換気扇の使用を控えます。（全熱交換器の活用） ✓ 会議室等の空調は電源をこまめに切ります。 ✓ 空調フィルター等の定期的な清掃・交換を行います。
照明	✓ 常時利用しない部屋等は消灯を徹底します。 ✓ 昼休みは市民サービスに支障のない範囲で消灯します。 ✓ 時間外勤務時は必要最低限の場所のみ点灯します。 ✓ 自然光を活用しエントランスホール等は消灯します。
事務機器	✓ パソコン、プリンター、コピー機は、低電力モードに設定します。 ✓ パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げます。 ✓ 外勤時はパソコンの電源を切ります。 ✓ デスクトップパソコンは、モニターの電源も切ります。 ✓ スイッチ付き電源タップを活用します。（待機電力消費の防止）
昇降機	✓ 庁舎等の建物内を移動するときには、階段の利用に努めます。
コピー用紙	✓ 在庫管理を徹底し、必要以上の購入を控えます。 ✓ 両面印刷・裏面利用を徹底します。 ✓ ペーパーレス会議の推進や資料の簡素化、部数の精査、誤印刷の防止を図ります。 ✓ 文書管理システム等により文書の電子保管化を推進します。
公用車	✓ エコドライブを実施します。 ✓ 近距離の移動の際には、公用自転車を積極的に利用します。
グリーン購入	✓ 物品等を購入する際には、必要性を十分に検討し、必要最低限を購入します。また、環境負荷のできるだけ少ない製品やサービスを選択します。
廃棄物	✓ マイバッグ・マイボトルの利用を推進し、ごみの発生抑制に努めます。

	✓ごみの減量化に努めるとともに、分別・リサイクルを徹底します。 ✓物品等の長期使用を心掛けます。 ✓不要な購入による廃棄を防止するため、在庫管理を徹底します。 ✓厨房や給食で発生する食品残さの削減を図ります。
その他	✓電気便座の設定温度を低くします。 ✓節水を心掛けます。

(3) その他の取組

項目	取組例
公共施設等総合管理計画	✓公共施設等総合管理計画に基づき、施設の再編・統廃合を行うことにより、公共施設全体のエネルギー消費量の削減に取り組みます。
市有林整備	✓市有林の間伐など適切な管理を行い、森林の地球温暖化防止機能の発揮を促進します。
職員研修	✓職員研修等により、最新の地球温暖化関連の情報や省エネルギー手法等について情報提供、啓発を行い、職員一人ひとりの環境意識の向上を図ります。
環境に配慮した電力の調達	✓ 2030 年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とします。また、2040 年度には調達電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組みます。